

平成27年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府27-59(政策16-施策①))

政策名	公益法人制度の適正な運営の推進				
施策名	公益法人制度の運営と認定・監督等の実施				
施策の概要	公益法人制度の適正な運営を推進するとともに、制度の理解促進や法人活動情報の発信等を行う。また、公益認定申請等の審査や公益法人に対する適切な監督等を実施する。				
達成すべき目標	公益法人による公益活動を支援するとともに、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保を図ることにより、公益法人の活動の健全な発展を促進し、「民による公益の増進」を推進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c)	— — —	94 — —	89 — —
	合計(a+b+c)	—	94	89	
	執行額(百万円)	—	71	75	
	「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月30日閣議決定)(関係部分抜粋) 「共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、関係府省庁が連携してボランティア参加者の拡大と寄附文化の醸成に向けた取組を推進するとともに、NPOやソーシャルビジネス等の育成等を通じて、活力あふれる共助社会づくりを推進する。」				

測定指標	公益法人への寄附金総額 (※)	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	30年度	
		2,157億円	—	—	2,157億円	1,817億円	2,214億円	増加トレンドを確立	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—		
	HP「公益法人information」 へのアクセス数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		26年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	未達成
		3,951,674	—	—	5,064,515	3,951,674	3,049,136	対前年度比増	
	年度ごとの目標	—	—	—	対前年度比増	対前年度比増	—		
	定期立入検査の実施件数	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	未達成
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度		
		16	33	170	606	735	750程度	750程度	
		—	—	—	650程度	750程度	—		

参考指標	国所管の公益法人数 (括弧内は全公益法人数) ※各年12月1日時点	/	実績値					/	/
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
			851 (2,273)	1,661 (5,700)	2,207 (8,628)	2,334 (9,300)	2,376 (9,401)		

	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
目標達成度合いの測定結果	<p>○「HP「公益法人information」へのアクセス数」については、同HPのトップページに対するアクセス数をカウントしている。平成26年度以前には、同HP内の1つの項目を閲覧した後、別の項目を閲覧するためには一度トップページまで戻る必要があったが、平成27年4月に行ったシステム改修により、閲覧している項目からトップページを介さずに直接別の項目を閲覧できるように変更したため、平成27年度以降には閲覧項目の移動によってアクセス数が増えなくなった。このため、単純にアクセス数の比較をすることにより、国民・法人・行政庁への利便の向上を測ることができない。</p> <p>一方で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度比約80%のアクセス数を記録したこと ・同HPを利用した電子申請率は前年度に引き続き99%を超えており、かつ主要な手続に係る電子申請件数は増加していくこと ・上述のシステム改修により、閲覧者の利便性は向上したこと <p>から実質的には概ね目標を達成しているものと考えられる。</p> <p>○「定期立入検査の実施件数」について、立入検査は、公益法人から提出された事業報告等の定期提出書類(多くが毎年6月末までに提出)を精査し、それを基に実施されるため、原則として当該年度の7月以降から1年間をサイクルとして実施される。このため、平成27年度の目標数は、平成27年7月から28年6月までの立入検査の実施期間における目標数である。</p> <p>「立入検査の考え方」(平成21年12月24日(平成26年5月14日一部改訂)内閣府)において「概ね3年を目途に全ての法人に対する立入検査が一巡するスケジュールで実施することとする」とされていることを踏まえ、平成27年度においては、前年度に達成しなかった目標数よりも100程度多い目標を設定した。その結果、目標数は未達成であったものの、昨年度よりも約100件多く、735法人(目標数の98%)の立入検査を実施することができた。</p> <p>○以上から、今回測定可能な測定指標は目標数に達しなかったものの、施策目標に対して実質的に相当程度の成果が上がっていると考えられるため、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p> <p>(注)「公益法人への寄附金総額」は、寄附金総額を毎年度増加させていくことをを目指しつつも、経済情勢等の外部要因による影響も考えられるため、測定期間として5年間を設定し、平成30年度までに増加トレンドを確立することを目標としており、今年度は目標達成に係る判断をしない。</p> <p>※寄附金総額の実績値は、内閣府の「公益法人に関する概況」における数値(それぞれ当該年度の12月1日時点(集計期間は前年度の12月1日から当該年度の11月30日までの1年間))である。</p>
評価結果	<p>(有効性、効率性)</p> <p>達成手段として挙げた取組は、公益法人による公益活動を支援するとともに、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保を図ることに寄与するものであり、当該取組により、公益法人の活動の健全な発展を促進し、「民による公益の増進」を推進することができたと考えている。具体的には、</p> <p>○HP「公益法人information」については、項目間の移動を直接行えるようにする、情報を整理しカテゴリー化する等のHP改修を行うことにより、各情報へのアクセスの効率化を図った。同HPを通した電子申請率は引き続き99%を超えており、主要な手続に係る電子申請件数は増加している。</p> <p>○公益法人への立入検査については、法人自らがガバナンスを見直す契機となり、定期提出書類等の確認のみでは把握できない法人の実態を把握し適切に指導することができるものであり、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保に寄与した。更に、立入検査の際の指摘事項等を取りまとめて「公益認定等委員会だより」に掲載することにより、当該年度において立入検査を実施しなかった法人においても、適正な法人運営を促すことができたと考えている。</p> <p>○公益法人への寄付金総額については、平成25年度から平成26年度にかけて約300億円減少したものの、平成26年度から平成27年度にかけて約400億円増加しており、この3年間では、少なくとも減少トレンドにはなっていないと考える。のことから、法人活動情報の発信や寄附税制の周知・広報といった施策によって、公益法人の活動についての理解が深まり、公益法人に寄附を行う状況が形成されつつあると考えている。</p> <p>(未達成となった原因等)</p> <p>○「HP「公益法人information」へのアクセス数」については、平成27年度に行ったシステム改修により、閲覧している項目からトップページを介さずに直接別の項目を閲覧できるように変更したため、閲覧項目の移動によるアクセス数のカウントがされなくなり、目標が未達成になったと考えられる。</p> <p>しかし、そのような状況においても、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度比約80%のアクセス数を記録したこと ・同HPを利用した電子申請率は前年度に引き続き99%を超えていること ・上述のシステム改修により、閲覧者の利便性は向上したこと <p>から、公益法人等による公益活動の支援を図り、施策目標の達成に寄与できたと考えている。</p> <p>○「定期立入検査の実施件数」については、「立入検査の考え方」(平成21年12月24日(平成26年5月14日一部改訂)内閣府)において「概ね3年を目途に全ての法人に対する立入検査が一巡するスケジュールで実施することとする」とされていることを踏まえ、平成26年度よりも高い目標(750法人程度(前年度比100法人程度増)を設定した。</p> <p>この結果、目標数は未達成であったものの、昨年度よりも約100件多く、735法人(目標数の98%)の立入検査を実施することができた。立入検査にあたっては、公益認定等委員会の求める水準に達するため原則二人一組で、1法人当たり1日間かけて丁寧に法人の実態把握に努めた。更に、立入検査の中で、法人関係者から要請があった場合又は必要があると判断した場合には、新公益法人制度に関する理解を深め、適切な法人運営の実施を支援する観点から、制度の詳細について説明等を行った。これにより、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保を図り、施策目標の達成に寄与できたと考えている。</p>
施策の分析	

次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 引き続き、公益法人制度の適正な運営を推進するとともに、制度の理解促進や法人活動情報の発信等を行う。また、公益認定申請等の審査や公益法人に対する適切な監督等を実施する。</p> <p>【測定指標】</p> <p>○「公益法人への寄附金総額」については、平成25年度から平成26年度にかけて約300億円減少したものの、平成26年度から平成27年度にかけて約400億円増加しており、大きな変動が見られる。この変動は、経済情勢等の外部要因のほか、寄附1件当たりの金額の多寡による影響が大きいことも要因として考えられる。このため、「公益法人への寄附金総額」は、寄附者数が伸びても寄附金額は大きく減少する可能性があり、寄附文化の醸成に係る指標として不十分と考える。この点、税額控除に係る税額控除対象法人と認められた公益法人は、小口の寄附金を募りやすくなり、従来より広範な寄附者の開拓に資するものと考えられるため、当該対象法人の増加が寄附文化の醸成に資するものと考えられるが、測定指標の策定に係る検討には時間を要するため、平成27年度については、引き続き「公益法人への寄附金総額」を指標とした。したがって、平成28年度の測定指標については、寄附文化の醸成の効果をより適切に測定するため判定指標を「税額控除対象法人の法人数」とし、引き続き寄附金全体の規模感を測るために参考指標を「公益法人への寄附金総額」とすることとする。</p> <p>○「HP「公益法人information」へのアクセス数」については、平成27年度においては、上述のシステム改修により単純にアクセス数の比較をすることが国民・法人・行政庁への利便の向上を測ることに直結しなかつたが、このようなシステム改修がない場合においては、利便の向上を測る指標となることが見込まれるため、引き続き測定指標とする。</p> <p>○「定期立入検査の実施件数」については、引き続き測定指標とする。「定期立入検査の実施件数」については、「立入検査の考え方」(平成21年12月24日(平成26年5月14日一部改訂)内閣府)において「概ね3年を目途に全ての法人に対する立入検査が一巡するスケジュールで実施することとする」とされていることを踏まえ、引き続き立入検査を実施することにより、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保を図る。</p>
---------------	--

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	公益認定等総合情報システム(PICTIS)
---------------------------	-----------------------

担当部局名	公益認定等委員会事務局・大臣官房 公益法人行政担当室	作成責任者名	総務課長・参事官 明渡 将	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	-------------------------------	--------	------------------	----------	---------